

平成27年第4回土別市議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月17日（木曜日）

午前10時00分開会

午後 1時55分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

---

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

---

教育委員 馬場千晶君 教育委員 安川登志男君  
委員 会長

教育委員 菅井勉君  
生涯学習部 会長

---

農業委員 松川英一君 農業委員 小ヶ島清一君  
会長 局長

---

監査委員 吉田博行君 監査委員 竹内雅彦君  
局長

---

**事務局出席者**

議会事務局 石川敏君 議会事務局 浅利知充君  
局長 局長

議会事務局 前畑美香君 議会事務局 粕谷幸広君  
局長 局長

---

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

16番 斉藤 昇議員。

○16番（斉藤 昇君）（登壇） 第4回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思っております。

1点目は、28年度の予算編成方針について質問いたします。

本年度は中期財政フレームの初年度として、健全な財政の確立に向けて重要な1年になりますけれども、まず最初に、本年度の決算見込みとその現状をどう捉えているのか、財政調整基金を初めとする基金の現状も含め、現時点での状況について伺っておきたいと思っております。

特に、本年度は地方創生による地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金など、当初予算には計上していない歳入もあったわけでありましてけれども、一方で、平成26年度のように地方交付税が減額となっている状況にあって、予算どおりの歳入が確保できているのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

また、歳出においては、大雨や暴風による災害など緊急的な対応を要する費用の発生もありましたが、予定していた事業についてはどのような進捗状況となっているのか。更に、国民健康保険会計については、一般会計からの繰り入れなども行われているものの、昨年度から税率の段階的調整が行われており、加入者負担も増加している中で計画どおり健全化が図られる見込みであるのか、この点も伺っておきたいと思っております。あわせて他の特別会計、企業会計についても、現時点の状況を伺っておく次第であります。

次に新年度予算の考え方についてお伺いしますが、さきに示された予算編成方針においては、総務部長査定事業の要求額は一般財源ベースで前年度当初予算の97%を超えない額としているようでありましてけれども、この結果、歳出全体ではどの程度の圧縮を見込んでいるのか、またこのほかに今回の予算編成方針において、これまでとは異なる新たな工夫や考えは盛り込まれているのかも伺っておきたいと思っております。

その結果、中期財政フレームや総合計画との整合性は図られるのか、財源確保の見込みや主

な予定事業の内容もお示しいただきたいと思います。特に、合併自治体への財政支援措置が段階的に縮減されていく時期を迎えております。今後の見直しを含め、お知らせいただきたいと思うのであります。

また、地方創生にかかわって、本市においても総合戦略を策定したところでありますけれども、交付金については本年度とは異なり、来年度は事業費の2分の1とされている中で、どのように計画の実現を図っていく考えなのか、予定事業も含めお聞きをしたいと思います。あわせて本年度中に予定されている国の補正予算への対応についても伺っておきたいと思います。

更に、長年見直されていなかった使用料、手数料の改定が行われ、来年度からは新料金が適用されることとなりますけれども、今回の改定によって影響や効果をどのように考えているのかこの際、見直しに当たって検討経過とあわせて伺っておきたいと思います。

今回の改定に当たっては、受益者負担の公平性という点については、一定の理解はするものの多くの項目で料金が引き上げとなることであり、その影響によって市民活動や生活に支障を来さないよう減免などの対応もしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、答弁を求めたいと思います。

最後に、本年度基本計画の策定を進めている市役所本庁舎の整備について、来年度に向けた基本的な考えをお聞きしておきたいと思います。

基本的な整備手法については、現地改築と分散化の併用によって進めることはやむを得ないこととしても、分散化によって市民サービスの低下や組織としての体制不備を招くことにはならないか、どう考えておられるのでしょうか。高齢者の方や障害のある方々がワンストップやワンフロアでサービスを受けられることはもちろんのこと、窓口業務以外にも市民の皆さんの相談や、場合によっては各企業や団体などが手続や打ち合わせに訪れる場合についても、分散することによって利便性が低下しないように配慮する必要があると思います。そうした点については、どのように考えているのか、また、今後どのように意見を集約し来年度以降の事業を進めていくのかについてもこの際、伺っておきたいと思います。

33億円を事業費とする市役所本庁舎の整備は、50億円を投じる環境センターに次ぐ本市のプロジェクト的な大型事業であり、関心も高い中、市民の皆さんに対する十分な説明や意見聴取のもとに将来に禍根を残すことのないようしっかり計画していくことが必要であると考えているけれども、改めて今後の方針についても答弁を求めたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

斎藤議員の御質問にお答えいたします。

私から、平成28年度予算編成方針、地方創生事業の取り組み及び庁舎整備についてお答えし27年度決算見込み、国保会計の健全化及び使用料等の改定にかかわる市民負担の影響については副市長からお答えいたします。

28年度予算編成方針の基本的な考え方については、本市の目指す天塩の流れとともに、人と

大地が躍動する健やかなまちの実現に向け、士別市総合計画を基本にマニフェスト事業の具現化に努めるとともに、過疎計画を初め各種計画に基づく施策や事業の推進を図るものとししました。更に、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有の推進に向けた取り組みを市民パートナー推進のための重点枠として予算化を図る方針を示したところです。

そこで、予算編成方針における新たな考え方や工夫についてであります。

まず、29年度までの3年間における予算編成の枠組みとして策定した中期財政フレームを基本に、持続可能な財政構造の構築に努めるとともに、歳出削減の取り組みを進めるため、斉藤議員お話のとおり新年度予算要求においては、経常的な費用について、前年度予算と比較し一般財源ベースで97%の要求基準を定めました。

このことによる歳出削減効果として、おおむね2,000万円程度を見込んでいますが、維持補修費や備品の更新費用などの臨時的経費、人件費や扶助費などの義務的な経費については、この要求基準の別枠としていることから、財政構造の硬直化についても十分留意して対応してまいります。

また、公共施設の効率的な運営に向けては、現在策定を進めている公共施設マネジメント計画にその方向性を反映していくためにも、人口減少を想定した長期的視点も含めて検討を進めるとともに地方創生の推進に当たっては、関係機関との連携のもと士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な前進に努めるものとししました。加えて市民負担の公平性を図るため、本定例会に提案する使用料手数料条例等の改正案を踏まえ適正な予算計上を図るものとしたところです。

これらのほか、予算編成過程での透明性を確保するため予算の要求額や決定額を公表するとともに、本市のまちづくりと予算について市民の情報共有を図るため、わかりやすい予算書を作成して市民周知に努めてまいります。

次に、地方創生の推進についてであります。

本市においては、総合戦略を本年10月に策定したところであり、これまで地方創生先行型交付金として先駆的な事業を対象とするタイプⅠを含め、約9,500万円の交付決定を受けたところです。来年度の新型交付金については、国費ベースで1,080億円程度の予算規模とされ、補助率については、2分の1の見込みとなっています。また、本年度の国の補正予算においても、交付金の追加計上が見込まれていますが、詳細については明らかになっていない状況にあります。このため、今後示される制度内容の把握に努めるとともに、総合戦略の柱である農業未来都市創造、合宿の聖地創造の取り組みを更に具現化する中で、数値目標やKPIの達成に向けて、交付金の有効な活用について検討してまいります。

一方、合併市町村に対する財政支援措置では、地方交付税の合併特定加算額が28年度から段階的に縮減されることになっていますが、国は合併自治体特有の財政需要として、例えば住民サービスを維持するための総合支所経費や面積の拡大に伴う経費を単位費用に反映させることで、段階的に復元を図るとしており、おおむね特別加算の7割程度を確保する方針を示してい

ます。

このことから、当初の見込みを上回る配分となる見込みではありますが、交付税の測定単位となる人口については、国勢調査の結果により減少する懸念があることから、こうした影響も考慮して減額を見込んでいるところであります。

次に、中期財政フレームや総合計画との整合性についてであります。

自治体の財政運営は、国の地方財政計画などの動向に大きく左右される一面があります。このような中で、中期財政フレームにおける数値目標は、基本的に堅持していく考えであります。また、新たな国の経済財政再生計画を初め地方交付税の動向や経済情勢の変化を踏まえ、長期収支見通しへの影響を鑑みて、適宜見直しを図る必要があると考えています。

また、総合計画については、実施計画ローリングに向けたヒアリングを実施したところであります。また、制度改定に伴う事業の再編や財源の確保などを含め、今後、見直し作業を進める中で総合的な整合性を図ってまいります。

そこで、新年度の主な予定事業についてであります。

現在予定している事業として、継続事業では環境センター整備事業を初め、いきいき健康センター建設事業、西広通街路整備事業、つくも団地建設事業などがあり、このほか国営農地再編整備事業についても事業費の確保を国に要請する中で、事業の推進に努めてまいります。

また、新規事業としては、北地区子どもセンターの地質調査や実施設計を初め、日向スキー場第1リフト更新の設計に着手するほか、合葬墓及び有害鳥獣の一時保管施設の着工を予定しています。

次に、庁舎整備の新年度に向けた考え方についてです。

調査の整備に向けて、今年度については、基本計画の策定を目指してきたところであり、その基本となる整備手法や事業費については、検討市民委員会からの中間提言や議会としての意見も示されている中で、一定の方向性を結論づける段階となっています。また、新庁舎の規模については、検討市民委員会を初め、来庁者アンケートや市民アンケートにおいても、コンパクトな庁舎を望む意見が多く、中間提言書の内容や将来的な人口、職員数の減、更には総合計画に定める33億円を事業費の上限とすることなども踏まえ、改築と分散化の併用によってコンパクトに整備することとしています。あわせて、将来のランニングコストに配慮した庁舎とし、窓口などの市民スペースは、より利用しやすい整備を目指していく必要があると考えています。

一方、市民サービスの低下を招かない組織体制のあり方についても検討を進めるとともに、分散先についても、既存の公共施設の空きスペースや中心市街地の空き店舗など、活用可能な施設の調査検討を行ってまいります。

今後は、今年度中の基本計画策定に向けて、パブリックコメントや市民説明会を行うこととしており、来年度以降においては、基本計画をもとにした基本設計や実施設計を策定する予定ですが、それぞれの段階において検討市民委員会から意見をいただくとともに、議会とも協議しながら、しっかりとした計画づくりを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、平成27年度決算見込み、国保会計の健全化及び使用料等の改定にかかわる市民負担の影響についてお答えいたします。

まず、27年度の決算見込みについてであります。

本年度の歳入の概要としては、市民税、固定資産税などを合わせた市税総額で予算を上回る見通しであります。また、普通交付税については、地方財政計画における自治体の財政不足を踏まえた別枠加算として2,300億円が措置されました。その一方、病院の算定方式が許可病床から稼働病床に変更され、本市においては大きな減額となったところであります。

こうしたことから、現段階では、前年を2.7%下回る交付額となり、臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税は71億7,000万円で、前年比2億2,000万円の減となる見込みですが、当初予算は上回っている状況にあります。また、地方創生先行型交付金のうち、先駆的な事業を対象とするタイプⅠが採択されたことから、当初、財源を計上していなかったスポーツイベント開催を初め、約2,100万円の事業に交付金を充当するなど、当初予算の歳入について、一般財源ベースとしてはおおむね確保されているところであります。

一方、歳出におきましては、行政報告にもありましたとおり、市立病院において一般病床の入院患者数が前年に比べて28.8%減となり、収益が大きく減少していることから、今後の患者動向にもよりますが、決算見込みでは2億円を上回る収支不足が見込まれております。

7月の大雨や10月の暴風による災害復旧費については、補正予算などで緊急に対応を図ってきたところですが、その財源としては災害共済金のほか、繰越金などの留保財源を充当いたしました。このほか、社会資本整備交付金が大幅に減額されたことにより、西広通街路整備事業では、予算と比べて14.3%の交付となったのを初め、橋梁長寿命化計画策定事業、わくわく水郷公園再開発事業などの配分が大きく減額されたことから、交付金に合わせた事業費を調整するなど、一部の事業では当初見込みを下回る進捗状況となってしまいました。

こうしたことから、最終的には国の補正予算や3月段階での特別交付税の動向を踏まえ、決算状況によっては、一部、財政調整基金を取り崩すことも見込まざるを得ない状況になっているところであります。

しかしながら、現在の財政調整基金の残高は16億3,000万円でありますことから、29年度の決算においては、中期財政フレームの目標値である充足率7%以上に相当するおおむね10億円程度の残高は確保できる見通しであります。

次に、国民健康保険事業会計の健全化についてであります。

国保会計の健全化に向けては、26年度からの段階的な税率改定により、3年間で収支不足を解消する計画となっており、27年度の収支不足は、当初予算で約6,000万円と見込み、税率改定と一般会計の繰り入れによりそれぞれ3,000万円を充当する計画としております。

現時点では、税収が被保険者数の減少によって予算を下回る見込みである一方、基盤安定負

担金が増額となり、保険給付費も予算を下回る見込みであることから、医療費の急増がなければ、予算内の一般会計繰り入れをもって、収支均衡を図ることができるものと見込んでおります。

28年度は、当初の予定どおり、収支不足全額を税率改定による増収で対応する予定であり、引き続き健全化に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

次に、各特別会計等の状況についてです。

水道事業会計では、交付金の削減により、緊急時給水拠点確保事業などの事業費を減額したことから、一部の事業で当初予算を下回る進捗状況となる見込みですが、その他の会計においては一部執行残が見込まれるものの、おおむね収支均衡が図られる見込みです。

次に、使用料、手数料の見直しの影響についてです。

今回の使用料、手数料の改定に当たっては、昨年9月に設置した庁内の検討委員会において、20回にわたって具体的な協議を進めてきたところであり、本年8月には見直しの基本的な考え方を基本方針案としてまとめました。その後、市議会の全員協議会などにおいて御検討をいただいていたところであり、地域政策懇談会で市民の皆様への説明を行ったほか、関係条例の改定に向け、規則などを見直しについても鋭意作業を進めてきたところであります。

改正案では、使用料において総合体育館や市民文化センターなど、15施設を増額、2施設を減額、陸上競技場など4施設で新たに料金を設けることとし、手数料については17項目を増額、3項目を減額、5項目を廃止しようとするものであり、全体での平均改定率は10.2%の増、収入としては830万円の増となる見込みとなっております。

今回の改定による効果は、20年ぶりの全面的な見直しの中で、社会情勢の変化への対応とともに、使用料、手数料の設定根拠の明確化と受益者負担の適正化が図られるものと考えております。

そこで、負担増などに対応する使用料の減免等の取り扱いについてであります。まず、社会福祉関係団体に対しては、総合体育館や農業者トレーニングセンターを占有して使用する場合には、これまで使用料の3割を減免していたところを、5割に拡大するとともに、ふどう野球場と陸上競技場についても、統一した減免基準を新たに設けるなどの配慮を行いました。そのほか、スポーツ施設等に関する使用料の小中学生の全額免除を継続することに加え、岩尾内白樺キャンプ場や農産加工実習施設についても、関連施設と減免基準を統一することによって拡充を図ったところであり、こうした中で受益者負担の公平性を確保するとともに、利用者の状況を考慮し、応分の負担軽減をはかるものとなりました。

また、使用料の見直しに当たっては、状況に応じて改定率を緩和したほか、改定率の上限を定めるなど、利用者の急激な負担増にならないよう配慮するとともに、近隣の類似施設や他市町村の水準なども考慮の上、適正な使用料の設定に努めてきたところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。



○16番（斉藤 昇君） 1点だけ再質問したいと思うんですけども、国保税の関係だけでも、本当に国保税が払いたくても払えないという悲鳴が聞こえてくる国保税だけでも、一般会計からの繰り入れは、今まで以上に増やしてでも税率の改定を抑えていく、そういう点についてはどういうふうに考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） まず、国保会計については、原則としては国保会計内で収支の均衡を図っていくということが大原則であります。ただ、国保会計が収支のバランスがとれないということにおいては、急激な市民の負担増とならないように、一般会計からの繰り入れもやむなしということで、年ごとの段階的な税率改定、そして一般会計からの繰り入れをもって収支均衡を図っていくという計画をしており、先ほど答弁をいたしましたとおり、今年度については一般会計からの繰り入れもあり、来年度については全額を税率改定において賄っていくということにしたわけであります。

この後の市民負担とならないような一般会計の繰り入れについては、その時々状況を見ていかなければなりませんけれども、現段階においては、国保会計が都道府県会計ということで広域化することということもありますので、その状況をしっかり見きわめていかなければなりませんけれども、広域化するという中の、いろいろ今現在確実に決まった状況はないですけども、大前提としては、各市町村の国保料が同じレベルにならなければならないといったような考え方もこれまで出ておまして、そういったことから、段階的な引き上げをここ何年かかけてやっていこうという考えもありますので、原則的には国保会計はその中でということですので、税率をもってやっていくということでもありますけれども、いろいろな今後の状況を見ながら、その時々判断をしていくということになるかと思えます。

○議長（丹 正臣君） 斉藤議員。

○16番（斉藤 昇君） けれども、今、当初予算を組んでいく中で、国保税についてはどのぐらいの値上げになるのかという試算をなさっているのでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 今、28年度予算に向けた国保税の税率の関係でありますけれども、今現在、予算編成に向けて作業を進めているところであります。例えば国の交付金の動向だとか、そういった部分、まだ明確になっていない部分もありますので、最終的な数字というのは、まだできていないんですけども、あくまでも今の現段階での試算ということでお話をさせていただきますけれども、28年度当初予算におきまして、今のところ約5,300万円程度、これは歳入欠陥となるような見込みをしておまして、これにつきましては28年度が段階的な税率引き上げの最終年度ということになっておりますので、これは全額税の負担で賄うという予定をしております。仮にこの5,300万円といたしまして、28年度当初の加入者の見込みで5,500人程度と見込みますと、1人当たりになりますけれども、約9,600円程度の値上げが、負担増が必要となるというような今の段階での試算ということになっております。

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、過疎地域自立促進市町村計画について質問いたします。

過疎地域の進行については、平成24年の法改正により、平成33年3月末まで延長された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、市町村が過疎地域自立促進計画を策定し、各種施策を総合的に推進しております。士別市においても、現行の士別市過疎地域自立促進市町村計画が平成27年度末で期間満了となることから、新たに平成28年度から32年度までの市町村計画を策定し、自立促進に向けた取り組みを進めていくこととしておりますけれども、依然として人口減少に歯どめがかからず、高齢化が進み集落機能の低下など、厳しい状況にあります。

現在、計画の素案が策定され、市民のパブリックコメントを募集しているところであり、年明けには議会に対しても全員協議会の場で詳細説明がなされることになっております。

そこで、この機会に基本的な事項として何点かお聞きしておきたいと思います。

まず、本市における過疎の現状と問題点、これまでの過疎対策の成果と残された課題など、ここに至るまでの経過についてお聞きをしたいと思います。

平成22年度からの現過疎計画は、27年度が最終年になるわけでありましてけれども、全体の計画の進捗状況はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。新たに発生した課題などがあるのかどうか、計画実績の見込みはどうなっているのかについてもお聞きしたいと思います。

地域の課題を解決するための事業は、市町村、地域がみずから考え、主体となって実施していただくことが重要だと思います。

総務省は、過疎地域における公共施設の老朽化対策等に対応するため、地方債計画額を500億円増額するとともに、地方創生に寄与する事業を推進するための地方創生特別分を創設し、過疎地域の地方自治体への財政支援を強化する方針を打ち出しています。

国は、地方創生特別分について、地場産業や商店街を活性化するための施設の農林水産業の経営基盤強化を図る施設など、地元での雇用創出や産業振興が見込める施設整備を行う事業に優先的に発効を認める方針だとしています。過疎計画の目的は、地域の資源を最大限に生かした過疎対策と地域の活性化が主たる目的で、自立を目指すものと認識するところでありますが、定住促進策の改善をしなければ、過疎化に歯どめがかからないと考えるものであります。

そこで最後に、新たな過疎計画の策定とこれからのまちづくりについてお聞きをしたいと思います。

計画策定の具体的なスケジュールはどうなっているのか。地方創生に向けた支援策を活用し、定住促進や交流人口拡大の施策を積極的に展開する施策はどう位置づけているのか、継続的に地域の雇用や地域産業が継続できる支援策が必要だが、重点的に取り組む対策はどうか、また、平成29年度をもって計画期間を満了する現総合計画や平成30年度を初年度とする次期総合計画の策定との整合性はどうか。

士別市は今年、旧朝日町と合併して10年を迎えます。この合併によって、市政、各地域は当然、変化してきている。合併効果の検証を踏まえての素案策定となっているのかどうか伺いた

いと思います。

今、士別市は環境センターを初め、いきいき健康センター、上士別小中学校、更には市役所庁舎整備と、大型ハード事業が続いており、財政を圧迫してきます。今後、具体的に事業実施するに当たって、かなり事業の選択が必要だと考えるものであります。どのような選択基準に基づいて実施する事業を絞り込んでいくのか。また、新計画では関係市町村とはどのような連携を図りながら、効率的な施策を展開していくのか。事業の計画、実施に当たっては、費用対効果を勘案しながら十分に研究、検討を行い、過疎対策事業債が有効に活用できるよう進めていくことが必要だと思いますけれども、答弁を求めるものであります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、本市における過疎の現状と問題点であります。

国勢調査ベースでの本市の人口は、旧士別市では昭和30年の3万9,191人、旧朝日町では35年の6,754人がそれぞれピークであり、その後人口減少が進む中、合併後の平成22年の国勢調査では2万1,787人となっており、ピーク時から半減している状況にあります。特に昭和35年では全体の60%以上を占めていた農林業などの1次産業就業者が、平成22年では20%を下回る状況となり、農林業関係者の減少が顕著になっております。

こうした中、国は昭和45年に地方の著しい人口減少に伴って過疎地域の活力低下を防ぎ、生産機能や生活環境の整備などを総合的、計画的に進めるため、過疎地域対策緊急措置法を制定し、以降、法律の名称を変えながら、現在の過疎地域自立促進特別措置法の施行に至っております。

本市は昭和55年に過疎地域の指定を受け、以降、過疎法に基づく計画を策定しながら、財政上有利な過疎対策事業債を活用する中で、過疎対策の取り組みを進めてまいりました。また、平成22年の法改正においては、これまでのハード事業に加え、地域医療の確保や住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業も拡充されたことから、医師・医療技術職員確保対策事業を初め、敬老バス乗車証交付事業、住宅新築促進助成事業、サフォーク種めん羊振興事業、寒冷地作物生産性向上促進事業など、多くの事業に過疎対策事業債を活用してきたところです。また、積雪寒冷な環境を生かした企業誘致や基幹産業である農業の生産基盤の強化、経営体質の近代化などのほか、ラブ士別・バイ士別運動による経済振興に努めるほか、交流人口の拡大や経済の活性化に一定の成果を導いているところでありますが、離農による農家世帯や人口減に伴って、商工業においても活力の低下が進んでおり、人口減少に歯どめがかかっていない状況にあります。

そこで、現計画の進捗状況についてであります。平成22年の計画策定時に掲載された事業については、全てに着手しているところであり、近年の地上デジタル放送整備事業やいきいき健康センター建設事業、上士別小中学校整備事業などを含め、対象事業費総額104億8,000万円のうち、69億8,000万円について過疎対策事業債を活用してきたところです。

次に、次期計画の策定についてです。

現計画の期間満了を迎える中、28年度から32年度を期間とする次期計画の策定作業を進めてきたところであり、北海道との事前協議を進めるため、先月下旬に素案を提出したところであります。

一方、この素案に対する市民意見を聴取するため、11月24日に振興審議会を開催し、意見聴取を行っているとともに、11月26日から12月25日までの1カ月間にわたってパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見を募集しているところであります。

今後は、振興審議会やパブリックコメントでいただいた意見を反映するとともに、全員協議会の場で御意見等をいただきながら計画案をまとめ、来月中には北海道に対する本協議を開始する予定であり、その後、来年の第1回定例会に提案をまいります。

そこで、次期計画における重点施策についてであります。

次期計画においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた農業、合宿を柱とする取り組みとして、6次産業化に向けた事業や合宿の聖地づくりに向けた事業など、人口ビジョンで示した目標人口を達成するための施策を展開していくほか、引き続き移住、定住を促進するための住宅新築改修助成や子育て日本一と健康長寿日本一に関する事業なども掲載する予定であります。

次に、総合計画との整合性についてであります。

総合計画は、まちづくりを進めるための最上位に位置づけられる計画であることから、現総合計画を踏まえ、新しい過疎計画の素案を策定したところでありますが、現総合計画は29年度期間満了を迎える中、今後策定する次期総合計画との整合性も図る必要があります。

したがって、次期総合計画を策定した段階で過疎計画についても、適宜見直しや変更を行っていく考えであります。また、合併の効果や検証にかかわっては、合併による交付税の優遇措置や合併特例債の活用、職員の削減などによる財政効果のほか、両市町の施設利用やそれぞれの地域特性の融合によるまちづくりが可能となったなどの効果があったことを踏まえ、策定作業を進めてまいりました。更に、広域連携に関しては、人口減少が進んでいる一方で、行政需要の多様化や市民の行動範囲の拡大など、更なる状況の変化もある中で、これらに対応していくとともに、スケールメリットを発揮した地域振興を目指すためにも、特に定住自立圏構想における広域的な取り組みについて推進をしていく考えであります。

一方、大型ハード事業の実施に伴う起債の活用については、後年度における公債費の増加により、財政が圧迫されていくことを十分考慮しながら、中期財政フレームの堅持に努めるとともに、行財政改革大綱に基づく事務事業の整理なども進めながら、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進を目指します。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 第4回定例会に当たりまして、通告に従いまして、一問一答方式での一般質問を行います。

質問に入る前に、TPPが本年10月5日に米国アトランタでの閣僚会議で大筋合意に至りました。今後、国会批准に向けて合意内容の情報開示と国会決議との整合性についての検証が必要であります。更に、農業を初めとして国民生活の影響に対しては、しっかりした対策を国に強く求めていかなければなりません。

北海道市長会においても、10月14日に本市で開催されました秋季定期総会において、TPP問題特別委員会が設置されましたので、今後の取り組みに大きく期待をするところであります。それでは、最初の質問はつくも青少年の家のあり方についてであります。

つくも青少年の家は、昭和43年に開設され、つくも水郷公園の中にあつて静寂に包まれた恵まれた環境の中、道北では数少ない宿泊施設を有した教育施設として、小・中・高等学校の宿泊研修を初め、各種団体や企業等の社員研修の場として多くの人たちに利用されてきております。最近では、チャレンジスクールやチャレンジ寺子屋、土曜子ども文化村など新たな利用も増えており、平成26年度においても施設側の都合もあつて、前年度より減少はしているものの、市内外からの施設延べ利用者数が8,300人余りで、過去3カ年平均を見ても1万人を超えております。このことから、つくも青少年の家は研修を通じた人づくりの場として重要な役割を担った施設となっています。

しかし、開設から47年余りを経過して老朽化が進んでいることから、今後のあり方について検討を重ねてこられたと思います。議会においても平成27年第1回定例会で、松ヶ平議員の今後のあり方についての質問に対して市長は、現時点での考え方として、自治体運営改革会議において、現在のつくも青少年の家を廃止の方向で検討されており、隣接するサイクリングターミナルの施設の活用を図ることを基本として、サイクリングターミナルとつくも青少年の家の近年の利用者数、利用形態などの分析をして、今後の方向について教育委員会と協議を進めたとの答弁でありました。

そこで、その後の検討経過について、まずお知らせください。

私自身も当初は、現在進めているつくも水郷公園の再整備計画の中でキャンプ場等の充実を図る上からも、合理性を優先して、隣接する既存施設に青少年の家の機能を移すことも選択肢としては検討すべきとの考えもありましたが、目的や利用形態の異なる他の施設に資金を導入して開始をしても限界があります。研修施設としての機能を十分果たせるのか疑問でもありません。

学べる環境を整え、その環境を将来に向けて継続するための最善の方策を考えたとき、機能が十分備わった現施設での存続について、まず検討すべきだと思いますが、その見解を伺いたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

つくも青少年の家は、昭和43年の開設以来、本市の社会教育の中核施設として、大きな役割を担ってまいりました。しかし、施設の老朽化は著しく、小中学校の宿泊研修や合宿団体の受け入れなど、その機能の重要性は認識するものの、宿泊研修施設としての機能を他の施設で代替することができないかという方向で自治体運営改革会議において検討を進めてきたところがあります。

平成27年第1回定例会で松ヶ平議員から、今後のあり方について質問があり、隣接するサイクリングターミナルの施設の活用を図ることを基本として、教育委員会と協議を進める旨答弁いたしました。

そこで、検討の経過についてであります。両施設の利用者、利用形態を分析したところ、宿泊利用については、つくも青少年の家では合宿としての利用が6割、研修としての利用が4割で、時期的には夏休み期間中の7月から8月、冬休み期間中の12月に利用が集中していることが改めて確認されました。サイクリングターミナルにつきましても、つくも青少年の家と同時期に利用が集中しており、両施設の機能を統合した際には、主に合宿利用について受け入れが困難となる人員が生じることが予想されたところでもあります。

施設面につきましては、研修施設としての機能を持っていないサイクリングターミナルに、どのような手法で研修スペースを整備するか、収容人員の拡大を図るための改修や、風呂、食堂などの整備手法について検討を進めてきました。

現在の段階では、つくも青少年の家の体育館のみを活用する方向で、サイクリングターミナルの改修整備のプランについて検討を進めているところでもあります。

目的や利用形態の異なる他の施設に資金を導入して改修しても限界があるため、機能が十分備わったつくも青少年の家の現施設の存続について検討すべきとの御提言であります。今後の宿泊施設の状況を展望いたしますと、夏休み、冬休みの期間に宿泊施設が一時的に飽和状態になるということが予想されますが、小中学校、高等学校の児童・生徒数やスポーツ団体を含む社会教育団体の減少傾向が更に一層進んでいくことは明らかで、このような状況の中で近接した複数の宿泊施設を維持していくことは困難であり、つくも青少年の家については、サイクリングターミナルへの機能の統合を基本として、その基本的なあり方も含めて現在、策定作業を進めている公共施設マネジメント計画の中で更に議論と検討を行ってまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問をいたしますけれども、今の答弁いただいた中では、サイクリングターミナルにつくも青少年の家の機能を移すべく検討を進めているということで、青少年の家については廃止の方向ということで、当初の改革会議の方針に変わりはないということなんでしょうか。その辺を確認をしたい。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 改革会議につきましては、副市長を代表として、教育長が副代表で各部長がそこに加わって、士別市の公共施設のありようについて先見力、つまり10年先を見通しながら議論を進めているところであります。

先ほど答弁でも申し上げまして、3月の定例会で松ヶ平議員の質問に対しても私、答弁申し上げたんでありますが、つくも青少年の家の社会教育施設として果たしてきている役割については、これを否定するものは何物もございません。しかし、将来的な人口推計だとか士別市の財政状況を勘案していくと、サイクリングターミナルと2つの施設を維持継続することは、本市にとって極めて無理だと。そういった中で、隣にありますサイクリングターミナルに研修機能を一部持たすことで、この施設の融合が図れないのだろうかということも含めて今、協議をしているわけでありまして、その改革会議の答申を受けて私もそういう判断に立っていますので、現在においては、いかに融合できるのか。例えばそれが融合が極めて不可能な場合には、一昨日、谷口副議長のほうからも質問がありましたけれども、朝日にある地域交流センター、ここは相当な施設の規模を持ってございますし、あるいは朝日にはサンライズホールという極めて立派な大小兼ねた研修施設もある。なおかつ、すぐ隣には農業者スポーツセンターもある。こういった施設を士別は有しているわけでありまして、そういったところの利用も含めながら、しっかりとマネジメント計画の中でその方向性を出していかなければならない、このような考えでございますので、現段階においては、つくも青少年の家については、およそ年間2,000万円の維持経費がかかってございます。これは赤字問題にもなります。サイクリングターミナルは年間およそ1,000万円の指定管理料を支払っている。この2つ、3,000万円、今、ランニングコストがかかっているわけでありまして、いかに融合化をもって経費を節減しながら活用していくのかという方向に向けて精力的に議論をしていって、議会の皆様方にもまた御相談申し上げると、そういう形で進めていきたいと思っています。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、公用車の管理と職員のマイカー通勤についてお伺いいたします。

現代社会において、自動車は日常生活に欠かせないものとなっており、その普及と道路網の発達などによって、行動の範囲が広がり利便性がますます向上しております。

一方で、交通事故の発生が増加傾向にあつて、交通法規を守っていれば防げた悲惨な事故も数多く発生しており、社会問題となっています。運転者はもちろんのこと、事業者や企業、団体での交通安全に対する意識を高め、個々の責任において安全運転を実践しなければなりません。

本市も交通安全の確保に関する基本理念と施策の基本を定めた交通安全基本条例の制定と安全で明るく住みよいまちをつくるために、交通安全都市宣言を行い、交通安全に関するさまざまな施策を推進するなど、積極的に交通安全運動に取り組んでおります。

市役所においても、速やかな行政運営のために多くの公用車を有しており、市民を初め、企

業、団体の模範となるよう安全運行と適切な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。

そこで、車両管理規定の中で、車両の総括管理者、車両管理者及び法令で定められた安全運転管理者及び副安全運転管理者、整備管理者を配置することになってはいますが、運転者に対して車両運行に必要な指示及び監督を行う立場にあるそれぞれの管理者を対象とした車両の管理、運行に必要な知識習得のための関係研修会等の受講の機会を設けているのかについて、まずお伺いいたします。

次に、安全運行と公用車を長もちさせ、費用の削減効果にもつながる取得検査及び修理等の状況を記載した公用車台帳と毎月の走行距離及び燃料の使用状況等を把握するための車両管理月集計一覧表及び運転日報は規定に基づいて整備されているのか、その状況について伺います。

また、26年度に公用車により土別市職員の交通事故等に関する規定に基づき報告された交通事故及び交通法規違反件数と、規定によって処分対象となった案件があったかについても、あわせてお伺いいたします。

本市は広範囲な行政区域を有しており、勤務場所も、総合支所及び出張所、更に職種によってはさまざまであり、通勤手段としてマイカーを使用する職員が多いと思いますが、マイカー通勤者の実態把握と交通安全に対する意識の高揚を図るためにも、通勤距離や自動車保険の付保など、一定の条件を定めた規定を設けて、希望する職員が届け出を行って許可を得る仕組みが必要だと思います。このことについて、市の考え方をお聞かせください。更に、平成26年度に通勤途中での交通事故等の発生があったのかどうについても、あわせてお伺いいたします。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市の車両管理規定や法令で定められた管理者についてであります。

本市の車両管理規定で定める車両の総括管理者については、私と朝日総合支所長が担っているところであり、車両の合理的な配置のほか、安全運転管理者や整備管理者に法令を遵守させ、車両の管理や運行について必要な指示を行うことになってはいます。また、車両管理者は、出張所長や図書館長など車両が配置されている所属長が担い、燃料使用量や整備状況などの管理を行っています。法令による管理者については、総務課長を初め、地域住民課長、施設維持センター所長、環境生活課主幹の4名が安全運転管理者としての任務を担い、また、各部の主幹職を中心とする6名が副安全運転管理者を務めており、公安委員会が実施する法定講習を毎年受講し、関連法令や安全運転の心得、心構えなどを学ぶこと安全運転にかかわる管理者としての知識の向上などに努めているところであります。

なお、整備管理者については、自動車整備士の有資格者や必要な研修を受けた者とされておりますことから、現在は車両管理の委託先である土別軌道からの派遣職員などにその職務を任命しています。

次に、車両管理に関する書類の整備状況についてです。本市の公用車台数は、除雪車などの



作業系車両を除いて、本庁での管理が63台、朝日総合支所や出張所など本庁以外の職場での管理が65台、合計128台を所有していますが、公用車を新たに取得した際には、1台ごとに登録番号や車種、取得年月日、自賠責保険などを記載した公用車台帳を作成し管理しています。

更に、職員が公用車を使用する際には、使用者の所属や氏名、行き先、使用時間、走行距離数などを運転日報に記入することを義務づけており、加えて毎月の車両管理月集計一覧表により、管理する車両の走行距離や燃料の使用状況等の把握を行っているところです。また、作業系車両についても、所管する施設維持センターや清掃車両センターにおいて、一般車両と同様、適切に管理を行っているところです。

次に、平成26年度の公用車による交通事故や交通法規違反についてです。

本市では職員が交通事故や交通法規違反を起こした場合には、士別市職員の交通事故等に関する規定に基づき、その状況を詳細に記載した報告書の提出を義務づけており、軽微なものであっても車両の総括管理者である私から注意や指導を行っています。更に、規定に該当する交通法規違反や交通事故を起こした場合は、懲罰審査委員会での調査審議や答申内容を参考に懲戒処分を行っています。

26年度の交通事故件数については、指定管理先に貸与しているバスによる物損事故が1件、車庫や雪山などへの接触、飛び石での被害などを含め修理が必要となった自損事故が7件発生しています。また、交通法規違反の件数は速度超過違反が1件あり、当該職員からの報告を受け、厳重注意を行ったところですが懲戒処分に相当するような案件はありませんでした。

次に、マイカー通勤の管理と事故についてお尋ねがありました。

まず、26年度の通勤途中での交通事故としては、物損事故が1件あったところです。現在、マイカー通勤者で通勤片道距離が2キロメートル以上の場合は、通勤手当の支給対象となることから、最短通勤経路とその距離について届け出を義務づけていますが、手当の支給対象にならない職員については、特に通勤手段を定めておらず、届け出などは要していないところです。

このような中で、大西議員からお話のありました通勤に使用するマイカーについて、道庁や札幌市を初めとする道内の主要な各自治体と同様、本市においても任意保険の保証内容などに関する条件は特に定めていない状況にあります。

しかしながら、仮に通勤途中の交通事故によって職員が加害者となってしまった場合、市が使用者責任を負わなければならない状況もあり得ることから、その取り扱いについては、調査研究が必要と考えており、まずはマイカー通勤者の任意保険の加入状況等について把握に努めてまいります。

市職員は交通安全を率先して行うだけでなく、安全運転の指導的な立場にもあることから、万が一の備えについても、市民の皆さんの模範となるように努めなければならないことは言うまでもありません。

今後においても、公私にかかわらず、交通事故や交通法規違反の根絶に向け、職員の安全運転の推進に取り組んでいくとともに、マイカー通勤の取り扱いについても検討を進めてまいり

ます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問いたしますけれども、まず、車両管理についてでありますけれども、現在、本市では集中車両管理をしているということなのですが、車両管理規定にそのことが明記されていないというふうに見受けられますので、このことを規定で整理する必要があるのではないかとということが1点。もう一点はマイカー通勤について、先ほど使用者責任ということがありました。当然これはあることなんですけれども、もう一つ、通勤途中に市民を巻き込んだ事故があるとこれも大変ですから、最大の注意を促すことはもちろんでありますけれども、最悪の事態に備えが必要でありますから調査も早急にやって、速やかな対応をお願いしたいと、この2点について考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目にお話のありました車両の管理に関する集中管理の取り扱いについてであります。

お話のように、本市の車両管理規定、現状では車両の管理者については、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、車両を配置されている課、各所を含むとなっておりますけれども、ここに管理者を置くというようなことであります。一方、総括管理者ということでは、私なり、朝日総合支所長が担っているわけですが、現状におきましては、この総括管理者が「車両を合理的に配置し」というようなところの取り扱いの中で現状においては進めております。

しかしながら、お話しございましたとおり、現在、本庁においては答弁でも言いましたとおり、63台、そして朝日総合支所においては12台、これを集中管理している状況になっております。この規定の中で言いますと、その合理的配置というところでは、今の集中管理をしているという仕組み、読み取れない部分もありますので、今後この規定について今お話あったことを踏まえまして、一定の見直しを進めてまいりたいというふうに考えます。

それから、2点目のお話であります使用者責任の考え方ということで、保険等々にかかわった保証ということも当然ながら、それ以前に市民の皆さんを巻き込まない、そういった意味では、これも注意喚起含めて今後も安全運転の励行なり、我々、自分自身も含めてそれぞれお互いに注意を図りながら進めてまいりたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、まず保険の加入実態というところも踏まえる必要があるということで考えております。

そんな中で、全道的には、やはりそういった規定がないというのが私どもの調査の状況で実情であります。しかしながら、一方では道外においては実はそういった規定を設けている自治体が幾つかあるということも今回わかりました。

そうしたことから、今後これらを参考に検討を進めたいというふうに思っておりますが、まず、具体的な部分として当面、実態調査として、まずマイカー通勤者全員に通勤車両の種別、

それから登録状況、任意保険の加入状況などについて、まずは把握をしていきたい。あわせて当たり前のことではありますが、免許の更新なんかの状況についても、一緒に把握をしていきたいというふうに考えています。その後におきましては、任意保険の取り扱いについて一定の基準、ここを満たすことを想定しながら、具体的な検討に入ってまいりたいとこのように考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 3つ目の質問は、パブリックコメント制度についてお伺いをしたいと思います。

パブリックコメント制度の意味は、パブリックが公衆、コメントは意見ということで、市が基本的な施策等に関する計画や条例などを策定する際に、市民にその案を決定前の段階で公表して、広く市民からの意見等を提出できる機会を設け、その提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行い、提出された意見と、それに対する市の考え方を公表する制度とされております。また、この制度は、公表した計画案や条例案自体の賛否を問うものではなく、計画等の素案の段階で公表することによって、市民の多様な意見を市政に反映される機会を確保して、政策形成過程における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としております。

市民の行政参画を進めるとともに、公平・公正で開かれた市政の実現のためには、極めて有効な手段だと思えます。

欧米では広く実施されており、我が国では平成11年4月から規制の設定、または改廃に係る意見提出手続として各省庁に取り入れられ、その後、地方自治体において制度化されてまいりました。

本市も実施要領を平成23年4月1日に施行以来、現在まで計画や条例に対して28項目余りに対して意見を求めています。その結果が公表されていますが、その結果に対する思いと本制度の趣旨及び目的について、市民の認知度をどのように捉えているかについて、まず伺います。

今後もさまざまな施策を実行する際に、この制度によって多くの意見が寄せられるように、内容や方法についてももう少し工夫が必要ではないでしょうか。このことについての見解もあわせてお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） お答えいたします。

現在、本市におけるパブリックコメント制度、いわゆる市民意見の公募手続については、士別市市民参加条例に基づき、市民の市政参加を推進するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための一つの方法として実施しています。

本制度の趣旨としては、お話のとおり計画などを素案の段階で公表することにより、市民との情報共有と市民参加を進めるとともに、政策形成過程における行政運営の透明性の向上、更には公平・公正で開かれた市政の実現を目指すものです。

そこで、本制度による意見募集の結果についてですが、平成23年の制度開始以降、条例の制定や改正、計画の策定等に関する28の案件について意見を募集したところ、9案件について12名と2団体の皆様から意見が提出されています。これまで提出された御意見は、いずれも一つ一つが貴重な御提言であり、3つの計画と1つの条例においては、その内容を追加、修正するなどして意見を反映しており、市民の市政参加に一定の成果があったものと考えています。

しかし、総合的な件数で見ますと、多くの意見が寄せられているとは言えない状況でもあります。制度の趣旨からも、より多くの市民から御意見をいただくことは、大変重要なことである中、意見の提出が少なかった要因としては、計画案などが各種審議会や検討委員会などにより、十分な議論や検討のもとに策定されているためとも認識している一方、数十ページにわたるなど、その内容も多く、要点の把握が難しい場合もあるのではないかと考えます。

そのような現状にあって、寄せられた意見の数としては多くはないものの、市民の皆さんの認知度としては低いものではないと考えているところです。

しかし、パブリックコメント制度は、国や北海道、各自治体においても実施されていますが、総じて本市と同様の状況となっている中で、より多くの意見が提出される工夫も必要と考えています。パブリックコメント制度は、まちづくりへの市民の参加を進める市民参加条例に規定する重要な一つの方法であります。今後においても、この制度による意見の募集に当たっては、計画書の概要や市民の皆様への影響面などについて意見を求めるポイントを簡潔に記載した資料を用意するなど、一層の意見提出が図られるよう工夫に努めてまいります。

また、新たな施策等の実施に当たっては、これまでも市民説明会や市民アンケートなど、さまざまな方法を活用し、市民参加に努めてきたところであり、今後も引き続き市民の市政参加を推進するためパブリックコメントのみならず、審議会などの附属機関の会議や説明会、懇談会、意見交換会などの開催を初め、市長への手紙や市民の声ボックス、まちづくりふれあいトークなど、さまざまな方法によって市民意見の聴取に努め、市民が主役のまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

以上申し上げまして答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問いたします。

市民に対する認知度について、低いものではないというふうな判断だと思えますけれども、私は高いほうではないと思うんですね。だから、その辺の見解もあるんだというふうに思えますけれども、若干工夫をする必要があるということで今、総務部長、答弁いただきましたけれども一番の原因は、そのパブリックコメントの意味がまず十分周知していないということと。もう一つは、意見を出す場合、その計画や条例の素案を例えばホームページだとか指定された場所、本庁、それからいぶきだとか各出張所、そこにあるので、そこを確認をして意見をくださいということなんですね。これではなかなか敬遠されるので、例えば自治体単位にダイジェスト版みたいなものをつくって、それを配布をして意見をもらうか、そんな工夫が必要だなど

いう感じがするんですけども、この点についてどうでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えします。

大西議員おっしゃられるように、私どもこれは認知度として高いと言い切れるものではないというふうには思っています。しかしながら、パブリックコメントという言葉、言葉については一定理解されていらっしゃるということで思っていますし、ただ、具体的にどういう内容、それがどのように例えば反映されていくのかといったところまでということになりますと、もう少し私どもも、先ほどありましたように、その意味といいますか、周知、再度努める必要があるのかなということで、この点については現状、ホームページや、あるいは広報などでもそのことについて触れてはいますけれども、再度そういった中で、もう少しパブリックコメント制度ということについての理解を深めていただくようなことについては、検討してまいりたいというふうに思っています。

また、原因としてお話ありました意味の周知不足以外の計画の素案などについての取り扱いでありますけれども、これまでも一部の計画については、計画本体だけではなくて、概要版も作成をし、場合によっては概要版を広報、あるいは広報と同時に地域内の皆様、自治会、班回覧等々の部分で取り扱うようなことで対応してきている部分もあるわけですが、例えばまちづくり基本条例などについては全戸配布もしてきたというような場合もあります。ただ、それもいわば計画の概要、全体像をお知らせする上でということで最終的にやった部分でありますから、素案段階ということではなかなかそういったものをきっちり作成して配布はできていません。お話にありましたような方法も含めまして考えてまいりたいと思いますし、例えばパブリックコメントの御案内、今、広報と一緒に配布する場合、片面をつかってパブリックコメントを実施しています、意見募集していますと書いていますが、裏面に、例えばこの計画はこういったことを目的としていて、市民の皆さんにはこういうような、あるいは行政の運営に関してはこういうかわりがあるんですということを入れるですとか、そういったことも含めて、今後、今の御提言を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についてお伺いいたします。

この制度は、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられた影響を緩和するために、所得が低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として支給要件を満たす方に国が臨時福祉給付金として対象者1人につき6,000円の支給実施をするものであります。

申請受け付け及び申請方法については、各市町村に委ねられており、本市としては支給要件を満たしている支給対象者の方全てが受給できるよう配慮すべきだと思いますが、制度につい

ての案内の方法と26年度と27年度において支給対象者と思われる方に対して申請された割合はどのくらいだったのか、まずお知らせください。

次に、同じく消費税引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例給付金として対象児童1人につき3,000円が支給される制度もあわせて実施をされております。支給対象者は児童手当の受給を受けている方で、所得が児童手当の所得制限限度額未満の方が対象となり、支給要件を満たしている方が限定されていますので、市からの案内によって支給対象児童数の全てが申請をされていると思いますが、26年度と27年度、それぞれの支給対象児童数と受給された児童数及び案内の方法についてお伺いいたします。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金、いずれも国は制度的な対応を行うまでの措置としていますが、28年度の対応と、現時点では消費税が平成29年4月に10%に増税される予定になっていますが、この給付金制度に対する国からの現時点の情報があれば、あわせてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、臨時福祉給付金についてであります。まず、対象者への案内方法についてです。

26年度については、申請受付期間を7月1日から10月1日までの3カ月間とする中で、受付開始前の6月25日付で対象者全員に給付要件となる市民税が課税されていない旨をお知らせする文書とあわせ、給付金申請案内文書と申請書を郵送したほか、市のホームページを初め、広報紙や新聞広告へ掲載し、市民周知に努めるとともに、受付開始から2カ月経過時までに申請されていない方に対しては、再度申請を促す文書を送付するなど、申請漏れがないよう努めたところです。

申請の受け付けに当たっては、集中受付期間を設ける中で、土曜、日曜日のほか、平日の夜間の受け付けを行うとともに、郵送や代理申請も可能とするなど、申請しやすい対応に配慮いたしました。

その結果、26年度の申請割合については、対象者4,915人のうち4,384人から申請があり、申請率は89.2%でありました。

また、27年度については、申請受付期間を9月3日から12月3日までの3カ月間とし、基本的には26年度と同様の方法で実施いたしました。より多くの対象者に申請いただけるよう、送付する申請書にあらかじめ対象者の氏名などを印字するなど、26年度よりも申請手続の簡素化を図ったところであります。

しかしながら、申請割合については、対象者4,920人のうち4,316人からの申請となり、申請率は26年度より1.5ポイント減の87.7%となったところです。

申請されなかった方の具体的な理由などは正確には把握はできませんが、問い合わせなどの内容から推測いたしますと、その多くは、他市町村にお住まいの御親族などに扶養されているなど、給付金の受給要件に該当しない場合が多かったものと考えております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金についてであります。

26年度の案内方法については、申請期間を臨時福祉給付金と同様の7月1日から10月1日の3カ月間とし、市が認定する26年1月分の児童手当の対象者全員に対し郵送による案内を行ったほか、市ホームページや広報紙などにより、制度の概要や申請の仕方等について、市民周知を図るとともに、児童手当が職場において認定されている公務員世帯の対象については、国からの通知がなされてはいましたが、市内にある職場には市からも重ねて申請案内を送付したところでもあります。

26年度の申請状況については、公務員世帯以外の支給対象児童1,751人のうち、1,666人から申請があり、そのうち1,600人が受給され、申請率は95.1%であり、申請をされなかった方に対しては、8月と9月の2回にわたり、文書により申請の勧奨を行いましたが、全ての対象者の申請には至らなかったところです。

一方、27年度については、全ての対象者に申請していただけるよう申請期間を毎年6月1日から30日の間で行っている児童手当現況届の時期に合わせ、6月1日から9月1日の3カ月間とし、申請書の様式を児童手当現況届の様式と一体として、案内書とともに対象者に送付するなど、対象者の利便性に配慮したほか、26年度と同様、市内の公務員職場へも制度内容についてお知らせするとともに、ホームページや広報紙などにより市民周知に努めました。

その結果、公務員世帯以外の支給対象児童1,729人のうち、1,716人から申請があり、そのうち1,667人が受給され、申請率は26年度と比較し、4.1ポイント増の99.2%となりました。

申請をされなかった方に対しては、2回の文書案内のほか、電話による勧奨も行いましたが、現況届の提出もされない方もおられ、残念ながら対象者全員の申請には至らなかったところです。また、公務員世帯における対象児童数は、各職場での認定によることから、市では把握できませんが、26年度に申請があった児童は421人で、うち臨時福祉給付金の対象となり非該当となった児童を除く417人が受給となり、27年度においては、申請があった児童395人全てに受給していただきました。

最後に、28年度以降における給付金制度の動向についてであります。国は現在、1億総活躍社会の実現に向け、民間消費を下支えするため、所得の低い年金受給者などを対象とした支援を28年度も行うこととしており、今後、給付金に係る国の説明会が開催され、各都道府県を通じ、市町村に情報が提供される予定となっておりますことから、市といたしましても、詳細な制度内容がわかり次第、市民に対し迅速かつ的確な周知に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 28年度以降、国の考え方を今、御答弁いただきました。

そこで、新聞報道によりますと、今回の消費税アップに伴う軽減税率導入で、その財源確保もあるんだと思いますけれども、子育て世帯臨時給付金を廃止する方向で政府・与党で決定をしたという報道がされております。この給付金については、当初、初年度が1万円で、それか

ら3,000円まで減額をされたという経過にありますけれども、今回、来年度に向けて廃止をされるということでもあります。この軽減税率は、言うまでもなく、所得や年齢、あるいは家族構成に関係なく、全ての国民がその恩恵を受けるわけですけれども、子育て世帯を切り捨てるようなそんな方策については、極めて公平性に欠く方策だというふうに私個人考えておりますけれども、これはまだ正式に決定したわけではありませんけれども、現時点で市長の思いがあれば、ここでお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

けさの新聞報道で、この臨時給付金については、今、大西議員の再質問にあるとおり、軽減税率の執行における財源不足があるということで、平成28年度については打ち切りという、そういったものが報道として流れています。ただ、正式に市のほうにそういった通知がまだ来ていませんので、しっかり注視はしていかなければならない、こう考えているところであります。

今、国は地方創生、まして地方も地方創生ということで、人口減少社会に向かってどう地域づくりを進めていくのかという、その一番大きな土別における課題というのは、やっぱり出生率をどう上げていくのか。もう一方では、健康でいかに長生きをしていただくか、健康長寿の取り組みをどう進めていくのか。これはどこの自治体にとっても極めて重要な柱であります。土別市も健康長寿日本一を掲げる、市民みんなで、ハード、ソフト両面にわたってしっかり政策を講じていこうということで進めているわけですが、国も出生率をどう上げていくのかというのは大きな課題でありまして、そういった方針も示しています。

そんな中で、平成26年度は小中学生児童1人1万円、平成27年度は3,000円、それが打ち切られるということは、私にとってみれば非常に残念であるという気がするわけですが、これは国のそういった状況をしっかり注視をしながら、一自治体の首長としても今後どう対応していくのか、その辺については考えていきたい、こう考えている次第であります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

---

(午前11時48分休憩)

(午後 1時30分再開)

---

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番 遠山昭二議員。

○9番（遠山昭二君）（登壇） 第4回定例会に当たりまして、通告に従い、介護保険制度と高齢



者福祉対策について一般質問をいたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。

本年4月から介護保険制度の大きな改正が行われました。団塊の世代が75歳以上になると、平成37年には医療、介護予防、住まい、生活支援の一体的な提供の仕組みづくりがなされています。

士別市においても、第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、主に介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業などの事業が展開されています。これらの中でも特に、生活支援や介護予防に多く関係するのは、要支援に相当する比較的軽度の高齢者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業と地域全体の生活支援体制の強化を目指す生活支援体制整備事業だと思います。

そこで、要支援と認定された軽度者に地域のボランティア等が担い手となってサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きします。

民間企業やボランティア、NPOなど、地域の住民の多様な主体が参画し、地域における支え合い体制づくりを推進し、地域や高齢者の実情に応じた多様なサービスを充実するとしていますが、4月のスタートから半年が経過して、状況はどのようになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

地域ボランティアといっても、人口減少が進み高齢化率の高い本市では、助け合いや支え合いのシステムがうまく構築されているのでしょうか。10年後の平成37年にはこの状況は更に悪化していると思います。人口減が進むことにより、介護従事者の確保すら困難な状況になり、将来的には利用料やサービス内容で財政力やNPOなどの担い手が充実している都市部と格差が生じることになるのではと危惧するものです。

あわせてお聞きしますが、計画では、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援や事業が展開され、支援を必要とする高齢者が要支援認定を受けなくても地域で暮らせる社会の実現としています。介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援1・2の認定を受けている方になるかと思いますが、要支援者に相当する方の支援はどのようになっているのか、また、要支援者に相当する方をどのように判断しているのか、お知らせ願いたいと思います。

市町村や高齢者の実情に応じた多様なサービスが可能になり、増加する介護費用の抑制も期待される介護予防・日常生活支援総合事業ですが、担い手確保のためには、財政的支援など、行政の後押しが不可欠だと思います。将来的な展望も含めた行政の支援策について見解をお伺いしたいと思います。

次に、高齢者福祉対策についてお伺いします。

最近の社会環境の変化は、核家族化の進行でひとり暮らしの高齢者が増え、これまで働くことを生きがいとして勤勉に努めてきた方が、定年等によって退職した途端に、何をしたらいいか迷い、生きがいが薄れ、ただ一日の長さに苦悶するケースが少なくありません。これが健康

を害し、社会的に問題である認知症に陥る一因ともなります。高齢者の健康を維持増進するためには、生きがいを持つとともに、不安感、孤独感をなくし、社会の一員として参加し、生活に充実感を持たせることが、高齢者の福祉対策の基本でなければならないと思いますが、課題とあわせて認識を伺います。

今後、高齢化が一層進む中、高齢者が自分の能力を生かし、地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。また、介護予防という観点においても、社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動が必要です。

高齢者の生きがいと健康づくり、仕事、趣味などは密接に関係しています。更には、高齢者の生きがい活動について、学習機会や活動機会の充実を望む声が多くなっています。生涯にわたって学習することや芸術・文化活動などに取り組むことは、健康で心豊かな暮らしを支える大きな要素の一つと言えます。

市長の目指す健康長寿日本一の実現に向けて、健康増進事業、文化活動事業、老人クラブの交流事業などを一体的に推進することが重要ではないでしょうか。保健福祉部はもちろんのこと、教育委員会、市民部など、高齢者に関連する部署間の緊密な連携は図られているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

各関係部署間の連携を進め、効果的、効率的な運営のもとに、その役割を果たすことが求められます。既存の形にとらわれず、多様な形に対応できる組織体制をつくらなければならないと考えるものです。

積極的な高齢者の生きがいを創出し、高齢者が年齢にふさわしい社会的能力を身につけ、社会における構成員としての役割、意識を会得できる施策を展開しなければならない。若かった時代の張りのある活力をどう維持させるか、これに必要なのは、行政の愛の手であり、支援であると思います。

多くの高齢者が集い、交流できる拠点施設となるいま建設中のいきいき健康センターが28年にオープンします。高齢者の身体機能の理解、心理面での配慮ができる質の高い指導者など、職員の配置を含めた施設の機能や実施されるプログラムについてお考えをお聞きします。

最後になりますが、介護保険は制度が改定されるたびに複雑になり、理解しづらくなっています。介護サービスを受けるにはどうすればいいのかといった基本的なことがわからないという声も聞かれます。制度周知への行政の役割がますます求められており、自治会や老人クラブ等で講座、学習会を積極的に開催するなど、市民が介護保険や市の高齢者福祉サービスの理解を深められることを求めまして、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

私から、高齢者福祉対策についてお答えし、介護保険制度については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、高齢者福祉対策についてであります。

現役を退いた方がいつまでも健康で生き生きと暮らすためには、家庭や地域社会の中で一定の役割を持ちながら生きがいを持って生活することが、何より大切なことと考えており、これまでも多くの高齢者の方に自治会活動や民生児童委員、保護司などの公職を初め、認知症高齢者の見守りやサロンなどの地域支え合い活動、博物館ボランティアや学校ボランティア、加えて観光ボランティアやシルバー人材センター活動など、多方面でさまざまな役割を担っていただいています。また、各種サークルやスポーツ団体、老人クラブや九十九大学及び大学院、サフォークジムやサフォーク元気クラブなどの生きがい活動や予防活動の場において、積極的に活動されている方も多くおられます。

しかしながら、本年3月に策定した士別市高齢者福祉計画・介護保険事業計画でのアンケート調査結果によれば、多くの高齢者が地域活動に対する参加意欲があるにもかかわらず、活動されていないという実態もあることから、高齢者の生きがい活動へのきっかけづくりは、健康長寿日本一を目指す本市にとりましては、重要な課題であるものと認識しています。

次に、健康増進事業、文化活動事業、老人クラブの交流事業などの一体的な推進についてありますが、市が実施している事業のうち、対象者を高齢者に特化している事業は、老人クラブ交流事業と九十九大学及び大学院などの事業があり、これらの活動の中では、保健福祉部にかかわらず、カリキュラムに関連する部署が必要に応じて連携しており、現段階においては、これら事業については現行の推進体制で進めていく考えであります。28年10月にオープンするいきいき健康センターにおいては、高齢者の生きがいづくりと社会参画、市民憩いの街中サロン、世代間交流をテーマに、健康増進事業、文化活動事業、老人クラブの交流事業を含め、市民会議からの御提言による数多くの取り組みを予定していますことから、より多くの部署のかかわりの中で、高齢者などに対する一体的な支援ができるものと考えています。

いきいき健康センターの機能については、老人クラブの交流やデイサービスのスペースなど、現在の高齢者福祉センター機能に加え、障害のある方を含む幅広い年齢層の市民が気軽に集い、利用できるよう配慮するとともに、実施するプログラムについては、隣接するふらっとを活用する中で、新たにサフォークジムやサフォーク元気クラブなどの介護予防事業、さらには保健師による健康相談や健康学習などのほか、先ほど申し上げたテーマに沿った市民主体による事業として、軽運動事業、各種講座事業、文化活動や娯楽事業、世代間交流事業、各種サロン事業などを予定しています。

職員の配置については、高齢者の特性に配慮する中で、各種事業が円滑に展開できるよう理学療法士を含めた職員配置に努めてまいります。

今後、センターが健康長寿日本一を目指す拠点施設として、多くの市民に親しまれるとともに、高齢者の生きがい活動の大きなきっかけづくりができ、そして何より利用される皆様の笑顔があふれる施設となるよう、市民とともにオープンに向けた準備を進めてまいります。

最後に、市民の皆様に介護保険制度や高齢者福祉サービスの理解を深めていただく取り組み

についてであります。市におきましては介護保険制度の変更があった際には、これまでも老人クラブを初め、自治会、民生児童委員協議会、消費者協会、生活介護サポーター自主会などに出向き、制度の説明を行ってきておりますが、今後も市の広報紙やホームページによる周知のほか介護教室や講演会の場等、あらゆる機会を捉え市民周知に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、介護保険制度について答弁申し上げます。

初めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えします。

本年4月からスタートした総合事業の支え合い体制についてであります。遠山議員お話のとおり、新たな総合事業におけるサービスの提供には、民間企業やボランティア、NPOなどの御協力による支え合い体制の構築が重要となります。

そこで、本市の取り組みについては、これまで市民の皆様の御協力を得る中で地域サロンや福祉パトロールなどの事業が展開され、地域サロンについては、昨年度3自治会での取り組みでありましたが、本年度は5自治会で取り組まれています。また、福祉パトロールについては昨年、51自治会で取り組まれていましたが、本年は55自治会で取り組まれるなど、市民主体による支え合い活動が一步ずつ推進されているものと認識しています。

しかしながら、本市は都市部と異なり、NPOや市民ボランティア組織などの社会資源の数が多くはないことから、機能的な助け合いや支え合いのシステムを構築するには、市内各介護サービス事業所にも御協力をいただく必要があるものと考えており、現在、市内3カ所で実施しています要支援認定を受けていない方が利用する自立支援ホームヘルプサービスや市内2カ所で実施しているいきいきデイサービスについて、今後、市内全てのサービス事業所で担っていただけるよう、各事業所と協議を進めているところです。

次に、要支援者に相当する方の判断の仕方についてですが、地域包括支援センター職員や在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがその方の心身の状況や住居環境を調査し、その調査結果をもとに、市が設置するサービス利用調整会議において、土別市介護保険総合条例で定める基準に照らし合わせ判断を行い、自立支援ホームヘルプサービスやいきいきデイサービスなどのサービスを適切に提供しているところであります。

最後に、支え合い事業に御協力いただく市民ボランティアなどの担い手の確保対策については、市では要介護高齢者の心身の状況に応じた介護の知識や技術を学んでもらうため、生活・介護支援サポーター養成講座を実施しているところであり、第5期計画期間の22年度から24年度までの3年間で123人の市民の方に受講していただき、受講された市民の多くが、先ほど申し上げました地域サロンや福祉パトロールなど、地域支え合い活動の担い手として御活躍いただいています。

第6期計画期間においても、引き続きサポーターの養成を行っていくこととしており、今年度は29の方に受講していただいたところであり、今後はサポーターとして活躍されている方

を支援するためのフォローアップ研修を計画的に実施してまいります。

また、老人クラブで活動されている元気な高齢者の方にも、支え合いの担い手となっていただくことで、高齢者の社会参加と介護予防、更には生きがいがづくりにもつながることから、市内の全老人クラブの例会などにおいて、担い手として活動していただくことの重要性について説明をさせていただいたところです。

更に、今後開設するいきいき健康センターにおいて展開する各種事業を通じ、多くの市民の方に地域福祉活動に対する理解が深められ、地域を支える担い手となっていただけるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 遠山議員。

○9番（遠山昭二君） 質問ではありませんけれども、ちょっと要望なんですけれども、最近市内でいきいき健康センターみたいな大きな建物しばらくぶりに見ました。私はまえに、ぷらっとが建ったときも、いま、岡君が一生懸命やっているんですけれども、あの建物に負けないように、中身の濃い活動をしていただければ幸いですので、今後よろしく。

それと一つ、道路ですが、この間車が塀にぶつかりましたよね。だから道路だけちょっと前にも話したように、歩道なんか付けるように言ったんですけれども、あの塀に車ぶつけて塀直しておりましたけれども、商工会議所に電柱ありますけれども、そんなこともちょっと頭に入れておいて、やっていただければと思いますので、大変ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでした。

（午後 1時55分散会）